

令和5年

市議会9月定例会議案

令和5年8月29日提出

掛川市

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 77 号	令和 5 年度掛川市一般会計補正予算（第 4 号）について	5
議案第 78 号	令和 5 年度掛川市一般会計補正予算（第 5 号）について	21
議案第 79 号	令和 5 年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について	77
議案第 80 号	令和 5 年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）について	99
議案第 81 号	令和 5 年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について	111
議案第 82 号	令和 5 年度掛川駅周辺施設管理特別会計補正予算（第 1 号）について	125
議案第 83 号	令和 5 年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計補正予算（第 1 号）について	139
議案第 84 号	掛川市環境と調和のとれた再生可能エネルギー発電事業の促進に関する条例の制定について	153
議案第 85 号	小笠掛川急患診療所条例の一部改正について	159
議案第 86 号	掛川市火災予防条例の一部改正について	161
議案第 87 号	（普）大溝川函渠工事請負契約の締結について	169
議案第 88 号	和解について	171
議案第 89 号	掛川市道路線の認定について	173
議案第 90 号	公の施設の指定管理者の指定について（掛川城）	179
議案第 91 号	公の施設の指定管理者の指定について（掛川市茶室）	181
議案第 92 号	公の施設の指定管理者の指定について（掛川市竹の丸）	183
議案第 93 号	公の施設の指定管理者の指定について（掛川市南体育館）	185
議案第 94 号	公の施設の指定管理者の指定について（掛川市総合福祉センター）	187
議案第 95 号	令和 4 年度掛川市水道事業会計剰余金の処分について	189
議案第 96 号	令和 4 年度掛川市公共下水道事業会計剰余金の処分について	191
議案第 97 号	令和 4 年度掛川市農業集落排水事業会計剰余金の処分について	193
議案第 98 号	令和 4 年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計剰余金の処分について	195
認第 1 号～ 認第 12 号	令和 4 年度掛川市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について	別冊

議案番号	件名	頁
認第13号～ 認第17号	令和4年度掛川市公営企業会計決算の認定について	別冊
認 第 18 号	令和4年度太田川原野谷川治水水防組合会計歳入歳出決算の認定について	197
報告第 3 号	健全化判断比率の報告について	235
報告第 4 号	資金不足比率の報告について	237

令和5年度掛川市一般会計補正予算（第4号）

令和5年度掛川市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ116,767千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,387,825千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和5年8月29日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 7,382,165	千円 115,638	千円 7,497,803
	2 国庫補助金	3,817,763	115,638	3,933,401
19 繰入金		3,160,075	1,129	3,161,204
	1 基金繰入金	3,160,075	1,129	3,161,204
歳入合計		51,271,058	116,767	51,387,825

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 商工費		千円 1,030,148	千円 115,638	千円 1,145,786
	1 商工費	1,030,148	115,638	1,145,786
8 土木費		5,125,800	1,129	5,126,929
	1 土木管理費	311,002	1,129	312,131
歳 出 合 計		51,271,058	116,767	51,387,825

第2表 債務負担行為補正

1. 追加の部

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
国家賠償請求事件に係る弁護士委託	事件が完結するまでの間	国家賠償請求事件に係る弁護士委託契約の額

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	構成比	補正額	計	構成比
		%			%
1 市税	21,159,198	41.3		21,159,198	41.2
2 地方譲与税	546,200	1.1		546,200	1.1
3 利子割交付金	8,000	0.0		8,000	0.0
4 配当割交付金	100,000	0.2		100,000	0.2
5 株式等譲渡所得割交付金	98,000	0.2		98,000	0.2
6 法人事業税交付金	340,000	0.7		340,000	0.7
7 地方消費税交付金	3,070,000	6.0		3,070,000	6.0
8 ゴルフ場利用税交付金	73,000	0.1		73,000	0.1
9 環境性能割交付金	81,000	0.2		81,000	0.2
10 地方特例交付金	160,586	0.3		160,586	0.3
11 地方交付税	3,870,000	7.5		3,870,000	7.5
12 交通安全対策特別交付金	22,000	0.0		22,000	0.0
13 分担金及び負担金	176,570	0.3		176,570	0.3
14 使用料及び手数料	520,354	1.0		520,354	1.0
15 国庫支出金	7,382,165	14.4	115,638	7,497,803	14.6
16 県支出金	3,734,722	7.3		3,734,722	7.3
17 財産収入	35,257	0.1		35,257	0.1
18 寄附金	1,037,940	2.0		1,037,940	2.0
19 繰入金	3,160,075	6.2	1,129	3,161,204	6.1
20 繰越金	30,000	0.1		30,000	0.1
21 諸収入	2,827,191	5.5		2,827,191	5.5
22 市債	2,838,800	5.5		2,838,800	5.5
歳入合計	51,271,058	100.0	116,767	51,387,825	100.0

(歳 出)

款	補正前の額	構成比	補 正 額
1 議会費	277,162	0.5	
2 総務費	5,986,562	11.7	
3 民生費	16,156,184	31.5	
4 衛生費	5,861,318	11.4	
5 労働費	1,568,583	3.1	
6 農林水産業費	1,445,053	2.8	
7 商工費	1,030,148	2.0	115,638
8 土木費	5,125,800	10.0	1,129
9 消防費	1,592,087	3.1	
10 教育費	6,327,411	12.4	
11 災害復旧費	480,834	0.9	
12 公債費	5,383,117	10.5	
13 予備費	36,799	0.1	
歳 出 合 計	51,271,058	100.0	116,767

(単位：千円)

計	構成比	補正額の財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
	%				
277,162	0.5				
5,986,562	11.7				
16,156,184	31.4				
5,861,318	11.4				
1,568,583	3.1				
1,445,053	2.8				
1,145,786	2.2	115,638			
5,126,929	10.0				1,129
1,592,087	3.1				
6,327,411	12.3				
480,834	0.9				
5,383,117	10.5				
36,799	0.1				
51,387,825	100.0	115,638			1,129

2 歳 入

1 5 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
9 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時 交付金	補正前 96,310 補正額 115,638 計 211,948	2 電力・ガス・食料 品等価格高騰重点 支援地方交付金	115,638
計	補正前 3,817,763 補正額 115,638 計 3,933,401		

(単位：千円)

説 明	備 考
<p>電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金 115,638</p> <p>既決予算額 96,310 補正後予算額 211,948</p> <p>211,948×10/10</p>	

19款 繰入金

1項 基金繰入金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 基金繰入金	補正前 3,160,075 補正額 1,129 計 3,161,204	1 基金繰入金	1,129
計	補正前 3,160,075 補正額 1,129 計 3,161,204		

(単位：千円)

説 明	備 考
財政調整基金繰入金 既決予算額 2,590,047 補正後予算額 2,591,176 1,129	

19款 繰入金

3 歳 出

7 款 商工費

1 項 商工費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 商工業振興費	補正前	国県支出金 115,638	11 役務費	5,769
	244,620		12 委託料	2,806
	補正額		18 負担金補助及び交 付金	107,063
	115,638			
計	360,258			
計	補正前	国県支出金 115,638		
	1,030,148			
	補正額			
	115,638			
計	1,145,786			

(単位：千円)

説 明	備 考
<p>1 地域経済活動活性化事業費 115,638</p> <p>既決予算額 40,864 補正後予算額 156,502</p> <p>郵便料 5,769 (追加) システム開発委託料 1,222 (追加) 子育て支援買物券事務補助員派遣委託料 1,584 (追加) 子育て支援買物券事業補助金 107,063 (追加)</p>	

8款 土木費

1項 土木管理費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 道路河川管理費	補正前 311,002 補正額 1,129 計 312,131	一般財源 1,129	12 委託料	1,129
計	補正前 311,002 補正額 1,129 計 312,131	一般財源 1,129		

(単位：千円)

説	明	備考
1 道路河川管理費	1,129 既決予算額 50,881 補正後予算額 52,010 弁護士委託料 1,129 (追加)	

債務負担行為で令和5年度以降にわたるものについての令和4年度末までの
支出額の見込及び令和5年度以降の支出予定額等に関する調書

1. 債務負担に係るもの

上段：補正前 下段：補正後

(単位 千円)

事 項	限度額	R4年度末までの支出見込額		R5年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
		期間	金 額	期間	金 額	国県支出金	地方債	その他	
国家賠償請求事件に係る弁護士委託									
	国家賠償請求事件に係る弁護士委託契約の額			事件が完結するまでの間	国家賠償請求事件に係る弁護士委託契約の額				国家賠償請求事件に係る弁護士委託契約の額

令和5年度掛川市一般会計補正予算（第5号）

令和5年度掛川市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ170,050千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,557,875千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和5年8月29日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 地方特例交付金		千円 160,586	千円 2,082	千円 162,668
	1 地方特例交付金	145,000	2,082	147,082
11 地方交付税		3,870,000	340,457	4,210,457
	1 地方交付税	3,870,000	340,457	4,210,457
15 国庫支出金		7,497,803	11,314	7,509,117
	2 国庫補助金	3,933,401	10,000	3,943,401
	3 委託金	28,927	1,314	30,241
16 県支出金		3,734,722	16,698	3,751,420
	1 県負担金	2,084,568	698	2,085,266
	2 県補助金	1,402,695	16,000	1,418,695
19 繰入金		3,161,204	△2,095,835	1,065,369
	1 基金繰入金	3,161,204	△2,098,642	1,062,562
	2 特別会計繰入金	0	2,807	2,807
20 繰越金		30,000	1,908,965	1,938,965
	1 繰越金	30,000	1,908,965	1,938,965
21 諸収入		2,827,191	29,669	2,856,860
	5 雑入	1,224,406	29,669	1,254,075
22 市債		2,838,800	△43,300	2,795,500
	1 市債	2,838,800	△43,300	2,795,500
歳 入 合 計		51,387,825	170,050	51,557,875

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 5,986,562	千円 5,137	千円 5,991,699
	1 総務管理費	5,041,387	5,137	5,046,524
3 民生費		16,156,184	2,613	16,158,797
	2 児童福祉費	8,232,843	2,613	8,235,456
4 衛生費		5,861,318	17,671	5,878,989
	1 保健費	3,132,228	8,871	3,141,099
	3 清掃費	2,389,201	8,800	2,398,001
6 農林水産業費		1,445,053	30,311	1,475,364
	1 農業費	388,938	10,000	398,938
	2 農地費	846,161	20,311	866,472
7 商工費		1,145,786	△11,564	1,134,222
	1 商工費	1,145,786	△11,564	1,134,222
8 土木費		5,126,929	134,000	5,260,929
	3 河川費	900,133	134,000	1,034,133
10 教育費		6,327,411	6,094	6,333,505
	2 小学校費	1,025,165	1,314	1,026,479
	5 社会教育費	1,365,883	4,780	1,370,663
12 公債費		5,383,117	△14,212	5,368,905
	1 公債費	5,383,117	△14,212	5,368,905
歳 出 合 計		51,387,825	170,050	51,557,875

第2表 繰越明許費補正

1. 追加の部

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	3 河川費	海岸防災林整備推進事業	80,400

第3表 債務負担行為補正

1. 追加の部

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
22世紀の丘公園整備・運営事業	自 令和 5 年度 至 令和 17 年度	832,342

第4表 地方債補正

1. 変更の部 (上段: 補正前 下段: 補正後)

(単位 千円)

項目	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土木債 (134,000増)	海岸防災林強化事業 (134,000増)	535,300	証書借入	政府資金は 指定利率。 その他は 5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入先の融 資条件に従 う。ただし、 市財政の都 合により据 置期間中 でも繰上償 還をなし又 は償還期限 を短縮し若 しくは低利 債に借換え することが できる。
		669,300			
臨時財政対策債 (△177,300減)	臨時財政対策債 (△177,300減)	450,000			
		272,700			
合 計 (△43,300減)		2,838,800			
		2,795,500			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	構成比	補正額	計	構成比
		%			%
1 市税	21,159,198	41.2		21,159,198	41.0
2 地方譲与税	546,200	1.1		546,200	1.1
3 利子割交付金	8,000	0.0		8,000	0.0
4 配当割交付金	100,000	0.2		100,000	0.2
5 株式等譲渡所得割交付金	98,000	0.2		98,000	0.2
6 法人事業税交付金	340,000	0.7		340,000	0.7
7 地方消費税交付金	3,070,000	6.0		3,070,000	5.9
8 ゴルフ場利用税交付金	73,000	0.1		73,000	0.1
9 環境性能割交付金	81,000	0.2		81,000	0.2
10 地方特例交付金	160,586	0.3	2,082	162,668	0.3
11 地方交付税	3,870,000	7.5	340,457	4,210,457	8.2
12 交通安全対策特別交付金	22,000	0.0		22,000	0.0
13 分担金及び負担金	176,570	0.3		176,570	0.3
14 使用料及び手数料	520,354	1.0		520,354	1.0
15 国庫支出金	7,497,803	14.6	11,314	7,509,117	14.6
16 県支出金	3,734,722	7.3	16,698	3,751,420	7.3
17 財産収入	35,257	0.1		35,257	0.1
18 寄附金	1,037,940	2.0		1,037,940	2.0
19 繰入金	3,161,204	6.1	△2,095,835	1,065,369	2.1
20 繰越金	30,000	0.1	1,908,965	1,938,965	3.8
21 諸収入	2,827,191	5.5	29,669	2,856,860	5.5
22 市債	2,838,800	5.5	△43,300	2,795,500	5.4
歳入合計	51,387,825	100.0	170,050	51,557,875	100.0

(歳 出)

款	補正前の額	構成比	補 正 額
1 議会費	277,162	0.5	
2 総務費	5,986,562	11.7	5,137
3 民生費	16,156,184	31.4	2,613
4 衛生費	5,861,318	11.4	17,671
5 労働費	1,568,583	3.1	
6 農林水産業費	1,445,053	2.8	30,311
7 商工費	1,145,786	2.2	△11,564
8 土木費	5,126,929	10.0	134,000
9 消防費	1,592,087	3.1	
10 教育費	6,327,411	12.3	6,094
11 災害復旧費	480,834	0.9	
12 公債費	5,383,117	10.5	△14,212
13 予備費	36,799	0.1	
歳 出 合 計	51,387,825	100.0	170,050

(単位：千円)

計	構成比	補正額の財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
	%				
277,162	0.5				
5,991,699	11.6				5,137
16,158,797	31.3				2,613
5,878,989	11.4				17,671
1,568,583	3.1				
1,475,364	2.9	26,698			3,613
1,134,222	2.2				△11,564
5,260,929	10.2		134,000		
1,592,087	3.1				
6,333,505	12.3	1,314			4,780
480,834	0.9				
5,368,905	10.4				△14,212
36,799	0.1				
51,557,875	100.0	28,012	134,000		8,038

2 歳 入

10 款 地方特例交付金

1 項 地方特例交付金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 地方特例交付金	補正前 145,000 補正額 2,082 計 147,082	1 地方特例交付金	2,082
計	補正前 145,000 補正額 2,082 計 147,082		

(単位：千円)

説 明	備 考
<p>地方特例交付金 2,082</p> <p>既決予算額 145,000 補正後予算額 147,082</p> <p>減収補てん特例交付金 147,082 (2,082増) (住宅借入金等特別税額控除分)</p>	

10款 地方特例交付金

1 1 款 地方交付税

1 項 地方交付税

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 地方交付税	補正前 3,870,000 補正額 340,457 計 4,210,457	1 普通地方交付税	340,457
計	補正前 3,870,000 補正額 340,457 計 4,210,457		

(単位：千円)

説 明	備 考
<p>普通地方交付税 340,457</p> <p>既決予算額 3,120,000 補正後予算額 3,460,457</p> <p>基準財政需要額 (A) 22,385,839</p> <p>基準財政収入額 (B) 18,915,289</p> <p>交付基準額 (A) - (B) = (C) 3,470,550</p> <p>調整額 (D) 10,093</p> <p>交付決定額 (C) - (D) 3,460,457</p>	

15款 国庫支出金

2項 国庫補助金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
9 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時 交付金	補正前 211,948 補正額 10,000 計 221,948	2 電力・ガス・食料 品等価格高騰重点 支援地方交付金	10,000
計	補正前 3,933,401 補正額 10,000 計 3,943,401		

15款 国庫支出金

3項 委託金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
4 教育費委託金	補正前 1,239 補正額 1,314 計 2,553	1 (小学校) 確かな 学力の育成費委託 金	1,314

(単位：千円)

説 明	備 考
電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金 既決予算額 211,948 補正後予算額 221,948 221,948×10/10	

(単位：千円)

説 明	備 考
幼保小の架け橋プログラム調査研究事業委託金 既決予算額 1,239 補正後予算額 2,553 2,553×10/10	

15款 国庫支出金

15款 国庫支出金

3項 委託金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
計	補正前		
	28,927		
	補正額		
	1,314		
	計		
	30,241		

(単位：千円)

説 明	備 考

16款 県支出金

1項 県負担金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
4 農林水産業費県負担金	補正前 0 補正額 698 計 698	1 農業用施設整備費 県負担金	698
計	補正前 2,084,568 補正額 698 計 2,085,266		

16款 県支出金

2項 県補助金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
4 農林水産業費県補助金	補正前 250,899 補正額 16,000 計 266,899	7 農業用施設維持管 理費県補助金	16,000

(単位：千円)

説 明	備 考
農業用施設整備費負担金 追加 698×10/10	698

(単位：千円)

説 明	備 考
農村地域防災減災事業費補助金 既決予算額 17,000 補正後予算額 33,000 33,000×10/10	16,000

16款 県支出金

16款 県支出金

2項 県補助金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
計	補正前		
	1,402,695		
	補正額		
	16,000		
	計		
	1,418,695		

(単位：千円)

説 明	備 考

19款 繰入金

1項 基金繰入金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 基金繰入金	補正前 3,161,204 補正額 △2,098,642 計 1,062,562	1 基金繰入金	△2,098,642
計	補正前 3,161,204 補正額 △2,098,642 計 1,062,562		

19款 繰入金

2項 特別会計繰入金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 大坂・土方工業用地整備事業特別会計繰入金	補正前 0 補正額 2,807 計 2,807	1 大坂・土方工業用地整備事業特別会計繰入金	2,807

(単位：千円)

説 明	備 考
財政調整基金繰入金 既決予算額 2,591,176 補正後予算額 492,534	△2,098,642

(単位：千円)

説 明	備 考
大坂・土方工業用地整備事業特別会計繰入金 追加	2,807

19款 繰入金

19款 繰入金

2項 特別会計繰入金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
計	補正前		
	0		
	補正額		
	2,807		
	計		
	2,807		

(単位：千円)

説 明	備 考

20款 繰越金

1項 繰越金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 繰越金	補正前 30,000 補正額 1,908,965 計 1,938,965	1 繰越金	1,908,965
計	補正前 30,000 補正額 1,908,965 計 1,938,965		

(単位：千円)

説 明	備 考
<p>繰越金 1,908,965</p> <p>既決予算額 30,000 補正後予算額 1,938,965</p> <p>令和4年度決算見込額</p> <p>歳入(A) 53,445,921,658円</p> <p>歳出(B) 51,319,350,416円</p> <p>(A) - (B) 2,126,571,242円</p> <p>令和5年度に繰り越すべき財源(C) 187,606,000円</p> <p>(A) - (B) - (C) 1,938,965,242円</p>	

20款 繰越金

2 1 款 諸収入

5 項 雑入

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
3 衛生費雑収入	補正前 157,078 補正額 29,669 計 186,747	9 感染症予防費雑入	29,669
計	補正前 1,224,406 補正額 29,669 計 1,254,075		

(単位：千円)

説 明	備 考
新型コロナワクチン接種事業返還金 追加	29,669

21款 諸収入

2 2 款 市債

1 項 市債

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
5 土木債	補正前 1,356,100 補正額 134,000 計 1,490,100	5 海岸保全事業債	134,000
10 臨時財政対策債	補正前 450,000 補正額 △177,300 計 272,700	1 臨時財政対策債	△177,300
計	補正前 2,838,800 補正額 △43,300 計 2,795,500		

(単位：千円)

説 明	備 考
海岸防災林強化事業 既決予算額 535,300 補正後予算額 669,300 134,000	
臨時財政対策債 既決予算額 450,000 補正後予算額 272,700 △177,300	

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
19 計画行政推進費	補正前 8,255 補正額 2,937 計 11,192	一般財源 2,937	12 委託料	2,937
29 デジタル化推進費	補正前 24,450 補正額 2,200 計 26,650	一般財源 2,200	12 委託料	2,200
計	補正前 5,041,387 補正額 5,137 計 5,046,524	一般財源 5,137		

(単位：千円)

説 明	備 考
1 総合計画推進費 2,937 既決予算額 2,683 補正後予算額 5,620 計画策定委託料 5,137 (2,937増)	
1 D X 推進計画推進費 2,200 既決予算額 24,450 補正後予算額 26,650 計画策定委託料 2,200 (追加)	

2 款 総務費

3款 民生費

2項 児童福祉費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
6 子育て力向上事業費	補正前	一般財源 2,613	10 需用費	140
	182,417		11 役務費	330
	補正額		12 委託料	2,143
	2,613			
計	185,030			
計	補正前 8,232,843	一般財源 2,613		
	補正額 2,613			
	計 8,235,456			

(単位：千円)

説 明	備 考
1 子ども・子育て会議運営費 2,613 既決予算額 2,558 補正後予算額 5,171 計画策定委託料 4,543 (2,143増)	

4款 衛生費

1項 保健費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
4 地域医療対策費	補正前 230,096 補正額 8,871 計 238,967	一般財源 8,871	14 工事請負費	8,871
計	補正前 3,132,228 補正額 8,871 計 3,141,099	一般財源 8,871		

4款 衛生費

3項 清掃費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
2 塵芥処理費	補正前 261,405 補正額 8,800 計 270,205	一般財源 8,800	10 需用費	5,500
			12 委託料	3,300

(単位：千円)

説 明	備 考
1 地域医療整備事業費 8,871 既決予算額 3,599 補正後予算額 12,470 保全管理工事費 8,871 (追加)	

(単位：千円)

説 明	備 考
1 塵芥処理施設維持管理費 8,800 既決予算額 63,756 補正後予算額 72,556 施設修理費 16,500 (5,500増) 修繕調査委託料 3,300 (追加)	

4 款 衛生費

4款 衛生費

3項 清掃費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
計	補正前	一般財源		
	2,389,201	8,800		
	補正額			
	8,800			
計				
	2,398,001			

(単位：千円)

説 明	備 考

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
5 農産物生産対策費	補正前	国県支出金	18 負担金補助及び交 付金	10,000
	19,647	10,000		
	補正額			
	10,000			
	計			
	29,647			
計	補正前	国県支出金		
	388,938	10,000		
	補正額			
	10,000			
	計			
	398,938			

6 款 農林水産業費

2 項 農地費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 農業用施設整備費	補正前	国県支出金	16 公有財産購入費	698
	352,888	698		
	補正額			
	698			
	計			
	353,586			
2 農業用施設維持管理費	補正前	国県支出金	12 委託料	16,500
	319,966	16,000	18 負担金補助及び交 付金	3,113
	補正額	一般財源		
	19,613	3,613		
計				
	339,579			

(単位：千円)

説	明	備考
1 畜産農家経営支援費	10,000	
既決予算額 1,369	補正後予算額 11,369	
畜産事業者事業継続応援給付金	10,000 (追加)	

(単位：千円)

説	明	備考
1 (市単) かんがい排水事業費	698	
既決予算額 6,000	補正後予算額 6,698	
用地買収費	698 (追加)	
1 大井川農業用水管理費	16,500	
既決予算額 188,517	補正後予算額 205,017	
基本設計委託料	16,500 (追加)	
2 牧之原農業水利事業管理費	3,113	
既決予算額 14,548	補正後予算額 17,661	
牧之原畑地総合整備土地改良区補修整備事業負担金	3,113 (追加)	

6 款 農林水産業費

6 款 農林水産業費

2 項 農地費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
計	補正前	国県支出金		
	846,161	16,698		
	補正額	一般財源		
	20,311	3,613		
計	866,472			

(単位：千円)

説 明	備 考

7款 商工費

1項 商工費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
4 大坂・土方工業用地整備 事業支援費	補正前	一般財源	27 繰出金	△11,564
	11,564	△11,564		
	補正額			
	△11,564			
	計			
	0			
計	補正前	一般財源		
	1,145,786	△11,564		
	補正額			
	△11,564			
	計			
	1,134,222			

(単位：千円)

説 明	備 考
1 大坂・土方工業用地整備事業特別会計繰出金費 皆減	△11,564

8款 土木費

3項 河川費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
4 海岸保全費	補正前	地方債	14 工事請負費	134,000
	557,240	134,000		
	補正額			
	134,000			
	計			
	691,240			
計	補正前	地方債		
	900,133	134,000		
	補正額			
	134,000			
	計			
	1,034,133			

(単位：千円)

説	明	備考
1 海岸防災林整備推進費	134,000 既決予算額 538,056 補正後予算額 672,056 整備工事費 620,000 (134,000増)	

10款 教育費

2項 小学校費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
5 (小学校) 確かな学力の 育成費	補正前	国県支出金 1,314	7 報償費	△3
	239,974		8 旅費	703
	補正額		10 需用費	343
	1,314		13 使用料及び賃借料	271
	計			
	241,288			
計	補正前	国県支出金		
	1,025,165	1,314		
	補正額			
	1,314			
	計			
	1,026,479			

10款 教育費

5項 社会教育費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
4 学びをとおした生きがい づくり事業費	補正前	一般財源 4,780	12 委託料	4,780
	48,322			
	補正額			
	4,780			
	計			
	53,102			

(単位：千円)

説 明	備 考
<p>1 幼保小の架け橋プログラム調査研究事業費 1,314</p> <p>既決予算額 1,239 補正後予算額 2,553</p> <p>普通旅費 208 (146増) 費用弁償 631 (557増) 自動車借上料 295 (追加)</p>	

(単位：千円)

説 明	備 考
<p>1 公民館活動費 4,780</p> <p>既決予算額 2,411 補正後予算額 7,191</p> <p>耐震診断委託料 4,780 (追加)</p>	

10款 教育費

10款 教育費

5項 社会教育費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
計	補正前	一般財源		
	1,365,883	4,780		
	補正額			
	4,780			
計				
	1,370,663			

(単位：千円)

説 明	備 考

1 2 款 公債費

1 項 公債費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 元金	補正前 5,235,527 補正額 1,257 計 5,236,784	一般財源 1,257	22 償還金利子及び割 引料	1,257
2 利子	補正前 147,590 補正額 △15,469 計 132,121	一般財源 △15,469	22 償還金利子及び割 引料	△15,469
計	補正前 5,383,117 補正額 △14,212 計 5,368,905	一般財源 △14,212		

(単位：千円)

説 明	備 考
<p>1 長期償還元金 1,257</p> <p>既決予算額 5,235,527 補正後予算額 5,236,784</p> <p>臨時財政対策債 1,855,499 (1,257増)</p>	
<p>1 長期償還利子 △15,469</p> <p>既決予算額 145,590 補正後予算額 130,121</p> <p>民 生 債 6,652 (△3,346減)</p> <p>衛 生 債 17,146 (△244減)</p> <p>農林水産債 3,417 (△169減)</p> <p>土 木 債 38,198 (△6,371減)</p> <p>消 防 債 1,630 (△307減)</p> <p>教 育 債 19,791 (△1,431減)</p> <p>辺地対策債 654 (△27減)</p> <p>災害復旧債 241 (△181減)</p> <p>臨時財政対策債 36,957 (△3,393減)</p>	

債務負担行為で令和5年度以降にわたるものについての令和4年度末までの
支出額の見込及び令和5年度以降の支出予定額等に関する調書

1. 債務負担に係るもの

上段：補正前 下段：補正後 (単位 千円)

事 項	限度額	R4年度末までの支出見込額		R5年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		特 定 財 源		特 定 財 源			一般財源		
		期間	金 額	期間	金 額	国県支出金		地方債	
22世紀の丘公園整備・運営事業									
	832,342			R5 ～ R17	832,342				832,342

地方債の令和3年度末現在高並びに令和4年度末及び
令和5年度末における現在高の見込に関する調書

(上段:補正前 下段:補正後) (単位 千円)

区 分	令和3年度末 現在高	令和4年度末 現在高見込額	令和5年度中増減見込額		令和5年度末 現在高見込額
			起債見込額	元金償還 見込額	
1. 普通債	21,398,781	21,114,548	2,227,900	3,078,328	20,264,120
			(450,800)		(450,800)
			2,361,900		20,398,120
(1) 総務債	209,500	207,990	124,700	1,514	331,176
(2) 民生債	2,771,819	3,239,951	57,700	324,036	2,973,615
(3) 衛生債	1,512,694	1,351,171	84,800	241,305	1,194,666
(4) 農林水産債	1,119,494	1,055,207	86,500	136,575	1,005,132
(5) 土木債	8,864,150	9,253,281	1,272,600	1,199,190	9,326,691
			(450,800)		(450,800)
			1,406,600		9,460,691
(6) 消防債	1,084,968	866,889	112,200	216,405	762,684
(7) 教育債	5,303,598	4,647,373	403,900	887,229	4,164,044
(8) 辺地債	532,558	492,686	85,500	72,074	506,112
2. 災害復旧債	160,056	173,731	(48,000)	17,966	(48,000)
			154,200		309,965
3. その他	23,814,828	22,367,699	456,700	2,139,233	20,685,166
			279,400		20,506,609
(1) 災害援護資金			6,700		6,700
(2) 住民税等減税補てん債	220,052	147,107		58,109	88,998
(3) 臨時財政対策債	22,518,739	21,341,472	450,000	1,854,242	19,937,230
			272,700		19,758,673
(4) 減収補てん債	1,076,037	879,120		226,882	652,238
合 計	45,373,665	43,655,978	2,838,800	5,235,527	41,259,251
			(498,800)		(498,800)
			2,795,500		41,214,694

※()外書:令和4年度繰越分

令和5年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和5年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ182,924千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,849,399千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年8月29日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰越金		千円 20,000	千円 139,158	千円 159,158
	1 繰越金	20,000	139,158	159,158
7 諸収入		32,078	43,766	75,844
	3 雑入	10,695	43,766	54,461
歳入合計		11,666,475	182,924	11,849,399

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国民健康保険事業費納 付金		千円 3,238,265	千円 △45,693	千円 3,192,572
	1 医療給付費分	2,202,291	△85,299	2,116,992
	2 後期高齢者支援金等分	776,937	43,678	820,615
	3 介護納付金分	259,037	△4,072	254,965
6 基金積立金		595	165,894	166,489
	1 基金積立金	595	165,894	166,489
8 諸支出金		15,010	62,723	77,733
	1 償還金及び還付加算金	15,010	62,723	77,733
歳 出 合 計		11,666,475	182,924	11,849,399

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	構成比	補正額	計	構成比
1 国民健康保険税	2,242,144	19.2		2,242,144	18.9
2 使用料及び手数料	33	0.0		33	0.0
3 県支出金	8,238,722	70.6		8,238,722	69.5
4 財産収入	595	0.0		595	0.0
5 繰入金	1,132,903	9.7		1,132,903	9.6
6 繰越金	20,000	0.2	139,158	159,158	1.4
7 諸収入	32,078	0.3	43,766	75,844	0.6
歳入合計	11,666,475	100.0	182,924	11,849,399	100.0

(歳 出)

款	補正前の額	構成比	補正額
1 総務費	158,470	1.4	
2 保険給付費	8,115,856	69.6	
3 国民健康保険事業費納付金	3,238,265	27.8	△45,693
4 共同事業拠出金	1	0.0	
5 保健事業費	131,461	1.1	
6 基金積立金	595	0.0	165,894
7 公債費	200	0.0	
8 諸支出金	15,010	0.1	62,723
9 予備費	6,617	0.0	
歳 出 合 計	11,666,475	100.0	182,924

(単位：千円)

計	構成比	補正額の財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
	%				
158,470	1.3				
8,115,856	68.5				
3,192,572	26.9				△45,693
1	0.0				
131,461	1.1				
166,489	1.4				165,894
200	0.0				
77,733	0.7			43,766	18,957
6,617	0.1				
11,849,399	100.0			43,766	139,158

2 歳 入

6 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 繰越金	補正前 20,000 補正額 139,158 計 159,158	1 繰越金	139,158
計	補正前 20,000 補正額 139,158 計 159,158		

(単位：千円)

説 明	備 考
<p>繰越金 139,158</p> <p>既決予算額 20,000 補正後予算額 159,158</p> <p>令和4年度決算見込額</p> <p>歳入(A) 11,931,038,407円</p> <p>歳出(B) 11,771,879,728円</p> <p>(A) - (B) 159,158,679円</p>	

7款 諸収入

3項 雑入

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
6 雑入	補正前 1 補正額 43,766 計 43,767	1 雑入	43,766
計	補正前 10,695 補正額 43,766 計 54,461		

(単位：千円)

説 明	備 考
静岡県国民健康保険連合会雑入 追加	43,766

3 歳 出

3 款 国民健康保険事業費納付金

1 項 医療給付費分

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 一般被保険者医療給付費分	補正前 2,202,194 補正額 △85,386 計 2,116,808	一般財源 △85,386	18 負担金補助及び交付金	△85,386
2 退職被保険者等医療給付費分	補正前 97 補正額 87 計 184	一般財源 87	18 負担金補助及び交付金	87
計	補正前 2,202,291 補正額 △85,299 計 2,116,992	一般財源 △85,299		

3 款 国民健康保険事業費納付金

2 項 後期高齢者支援金等分

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	補正前 776,891 補正額 43,655 計 820,546	一般財源 43,655	18 負担金補助及び交付金	43,655

(単位：千円)

説 明	備 考
1 一般被保険者医療給付費分 既決予算額 2,202,194 補正後予算額 2,116,808 △85,386	
1 退職被保険者等医療給付費分 既決予算額 97 補正後予算額 184 87	

(単位：千円)

説 明	備 考
1 一般被保険者後期高齢者支援金等分 既決予算額 776,891 補正後予算額 820,546 43,655	

3款 国民健康保険事業費納付金

2項 後期高齢者支援金等分

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
2 退職被保険者等後期高齢者支援金等分	補正前 46 補正額 23 計 69	一般財源 23	18 負担金補助及び交付金	23
計	補正前 776,937 補正額 43,678 計 820,615	一般財源 43,678		

3款 国民健康保険事業費納付金

3項 介護納付金分

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 一般被保険者介護納付金分	補正前 259,037 補正額 △4,072 計 254,965	一般財源 △4,072	18 負担金補助及び交付金	△4,072

(単位：千円)

説 明	備 考
1 退職被保険者等後期高齢者支援金等分 既決予算額 46 補正後予算額 69	23

(単位：千円)

説 明	備 考
1 一般被保険者介護納付金分 既決予算額 259,037 補正後予算額 254,965	△4,072

3 款 国民健康保険事業費納付金

3 項 介護納付金分

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
計	補正前	一般財源		
	259,037	△4,072		
	補正額			
	△4,072			
計	254,965			

(単位：千円)

説 明	備 考

6 款 基金積立金

1 項 基金積立金

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 国民健康保険事業基金積立金	補正前 595 補正額 165,894 計 166,489	一般財源 165,894	24 積立金	165,894
計	補正前 595 補正額 165,894 計 166,489	一般財源 165,894		

(単位：千円)

説 明	備 考
1 基金積立金費 既決予算額 595 補正後予算額 166,489 165,894	

8 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
3 償還金	補正前	その他	22 償還金利子及び割引料	62,723
	0	43,766		
	補正額	一般財源		
	62,723	18,957		
	計			
	62,723			
計	補正前	その他		
	15,010	43,766		
	補正額	一般財源		
	62,723	18,957		
	計			
	77,733			

(単位：千円)

説 明	備 考
1 保険給付費等交付金返還金 追加 2 保険給付費等交付金償還金 追加	43,766 18,957

議案第80号

令和5年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）

令和5年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,116千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,469,420千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年8月29日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		千円 1,000	千円 4,116	千円 5,116
	1 繰越金	1,000	4,116	5,116
歳入合計		1,465,304	4,116	1,469,420

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連 合納付金		千円 1,373,229	千円 4,116	千円 1,377,345
	1 後期高齢者医療広域連 合納付金	1,373,229	4,116	1,377,345
歳 出 合 計		1,465,304	4,116	1,469,420

2 歳 入

4 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 繰越金	補正前 1,000 補正額 4,116 計 5,116	1 繰越金	4,116
計	補正前 1,000 補正額 4,116 計 5,116		

(単位：千円)

説 明	備 考
<p>繰越金 4,116</p> <p>既決予算額 1,000 補正後予算額 5,116</p> <p>令和4年度決算見込額</p> <p>歳入(A) 1,418,197,406円</p> <p>歳出(B) 1,413,082,156円</p> <p>(A) - (B) 5,115,250円</p>	

3 歳 出

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金

1 項 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 後期高齢者医療広域連合 納付金	補正前 1,373,229 補正額 4,116 計 1,377,345	一般財源 4,116	18 負担金補助及び交 付金	4,116
計	補正前 1,373,229 補正額 4,116 計 1,377,345	一般財源 4,116		

(単位：千円)

説	明	備考
1 後期高齢者医療広域連合納付金	4,116	
既決予算額 1,373,229	補正後予算額 1,377,345	
前年度保険料 5,116 (4,116増)		

議案第 8 1 号

令和 5 年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ429,985千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,766,757千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 8 月 2 9 日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰越金		千円 20	千円 429,985	千円 430,005
	1 繰越金	20	429,985	430,005
歳入合計		10,336,772	429,985	10,766,757

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 基金積立金		千円 1,716	千円 205,303	千円 207,019
	1 基金積立金	1,716	205,303	207,019
5 諸支出金		2,220	224,682	226,902
	1 償還金及び還付加算金	2,220	224,682	226,902
歳 出 合 計		10,336,772	429,985	10,766,757

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	構成比	補正額	計	構成比
1 保険料	2,302,740	22.3		2,302,740	21.4
2 分担金及び負担金	27,801	0.3		27,801	0.3
3 国庫支出金	2,038,998	19.7		2,038,998	18.9
4 支払基金交付金	2,659,824	25.7		2,659,824	24.7
5 県支出金	1,480,278	14.3		1,480,278	13.7
6 財産収入	1,716	0.0		1,716	0.0
7 繰入金	1,817,838	17.6		1,817,838	16.9
8 繰越金	20	0.0	429,985	430,005	4.0
9 諸収入	7,557	0.1		7,557	0.1
歳入合計	10,336,772	100.0	429,985	10,766,757	100.0

2 歳 入

8 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 繰越金	補正前 20 補正額 429,985 計 430,005	1 繰越金	429,985
計	補正前 20 補正額 429,985 計 430,005		

(単位：千円)

説 明	備 考
<p>繰越金 429,985</p> <p>既決予算額 20 補正後予算額 430,005</p> <p>令和4年度決算見込額</p> <p>歳入(A) 10,223,723,092円</p> <p>歳出(B) 9,793,717,386円</p> <p>(A) - (B) 430,005,706円</p>	

3 歳 出

3 款 基金積立金

1 項 基金積立金

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 給付支払準備基金積立金	補正前	一般財源	24 積立金	205,303
	1,716	205,303		
	補正額			
	205,303			
	計			
	207,019			
計	補正前	一般財源		
	1,716	205,303		
	補正額			
	205,303			
	計			
	207,019			

(単位：千円)

説	明	備	考
1 給付支払準備基金積立金費	205,303		
既決予算額 1,716	補正後予算額 207,019		

5 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
2 給付費精算返還金	補正前 10 補正額 216,440 計 216,450	一般財源 216,440	22 償還金利子及び割 引料	216,440
3 地域支援事業費精算返還 金	補正前 10 補正額 8,242 計 8,252	一般財源 8,242	22 償還金利子及び割 引料	8,242
計	補正前 2,220 補正額 224,682 計 226,902	一般財源 224,682		

(単位：千円)

説 明	備 考
<p>1 給付費精算返還金 216,440</p> <p>既決予算額 10 補正後予算額 216,450</p> <p>国負担金精算返還金 188,555 県負担金精算返還金 20,100 支払基金交付金精算返還金 7,795</p>	
<p>1 地域支援事業費精算返還金 8,242</p> <p>既決予算額 10 補正後予算額 8,252</p> <p>国交付金精算返還金 3,447 県交付金精算返還金 1,985 支払基金交付金精算返還金 2,820</p>	

議案第 8 2 号

令和 5 年度掛川駅周辺施設管理特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度掛川駅周辺施設管理特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 7,079 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 48,889 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 8 月 2 9 日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		千円 1,809	千円 △1,809	千円 0
	1 基金繰入金	1,809	△1,809	0
3 繰越金		100	8,888	8,988
	1 繰越金	100	8,888	8,988
歳入合計		41,810	7,079	48,889

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 駅周辺施設管理費		千円 41,271	千円 7,079	千円 48,350
	1 駅周辺施設管理費	41,271	7,079	48,350
歳 出 合 計		41,810	7,079	48,889

(歳 出)

款	補正前の額	構成比	補正額
1 駅周辺施設管理費	41,271	98.7%	7,079
2 公債費	39	0.1	
3 予備費	500	1.2	
歳 出 合 計	41,810	100.0	7,079

2 歳 入

2 款 繰入金

1 項 基金繰入金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 基金繰入金	補正前 1,809 補正額 △1,809 計 0	1 基金繰入金	△1,809
計	補正前 1,809 補正額 △1,809 計 0		

(単位：千円)

説 明	備 考
中心市街地活性化基金繰入金 皆減	△1,809

3款 繰越金

1項 繰越金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 繰越金	補正前 100 補正額 8,888 計 8,988	1 繰越金	8,888
計	補正前 100 補正額 8,888 計 8,988		

(単位：千円)

説 明	備 考
<p>繰越金 8,888</p> <p>既決予算額 100 補正後予算額 8,988</p> <p>令和4年度決算見込額</p> <p>歳入(A) 67,412,920円</p> <p>歳出(B) 58,424,419円</p> <p>(A) - (B) 8,988,501円</p>	

3 歳 出

1 款 駅周辺施設管理費

1 項 駅周辺施設管理費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 駅周辺施設管理費	補正前	その他	24 積立金	6,066
	41,271	△1,809		
	補正額	一般財源	26 公課費	1,013
	7,079	8,888		
計	48,350			
計	補正前	その他		
	41,271	△1,809		
	補正額	一般財源		
	7,079	8,888		
計	48,350			

(単位：千円)

説 明	備 考
1 駐車・駐輪場運営費 既決予算額 11,712 補正後予算額 12,725 消費税 1,793 (1,013増) 2 南北広場管理費 既決予算額 29,559 補正後予算額 35,625 中心市街地活性化基金積立金 6,066 (追加)	1,013 6,066

議案第 83 号

令和 5 年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,807 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14,371 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 8 月 29 日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 11,564	千円 △11,564	千円 0
	1 一般会計繰入金	11,564	△11,564	0
2 繰越金		0	14,371	14,371
	1 繰越金	0	14,371	14,371
歳入合計		11,564	2,807	14,371

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 工業用地整備事業費		千円 11,564	千円 2,807	千円 14,371
	1 工業用地整備事業費	11,564	2,807	14,371
歳 出 合 計		11,564	2,807	14,371

2 歳 入

1 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 一般会計繰入金	補正前 11,564 補正額 △11,564 計 0	1 一般会計繰入金	△11,564
計	補正前 11,564 補正額 △11,564 計 0		

(単位：千円)

説 明	備 考
一般会計繰入金 皆減	△11,564

2款 繰越金

1項 繰越金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 繰越金	補正前 0 補正額 14,371 計 14,371	1 繰越金	14,371
計	補正前 0 補正額 14,371 計 14,371		

(単位：千円)

説 明	備 考
繰越金 追加 令和4年度決算見込額 歳入(A) 1,025,519,620円 歳出(B) 1,011,148,671円 (A) - (B) 14,370,949円	14,371

3 歳 出

1 款 工業用地整備事業費

1 項 工業用地整備事業費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 西工区工業用地整備事業費	補正前	一般財源	27 繰出金	2,807
	11,564	2,807		
	補正額			
	2,807			
	計			
	14,371			
計	補正前	一般財源		
	11,564	2,807		
	補正額			
	2,807			
	計			
	14,371			

(単位：千円)

説	明	備	考
1 企業誘致事業推進費	2,807		
既決予算額 11,564	補正後予算額 14,371		
一般会計繰出金 2,807 (追加)			

議案第 8 4 号

掛川市環境と調和のとれた再生可能エネルギー発電事業の促進に関する条例の制定について

掛川市環境と調和のとれた再生可能エネルギー発電事業の促進に関する条例を裏面のとおり制定する。

令和 5 年 8 月 2 9 日 提出

掛川市長 久 保 田 崇

掛川市環境と調和のとれた再生可能エネルギー発電事業の促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、環境と再生可能エネルギー発電事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、自然環境及び生活環境の保全並びに適正な再生可能エネルギー発電事業の促進を図り、もってエネルギー自給率の向上及び地球温暖化の防止に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー特措法」という。）第2条第2項の再生可能エネルギー発電設備をいう。
- (2) 再生可能エネルギー発電事業 次に掲げる事業をいう。
 - ア 再生可能エネルギー発電設備の設置（当該設置に伴う樹木の伐採及び土地の形質の変更その他の造成工事を含む。以下同じ。）に関する事業
 - イ 再生可能エネルギー発電設備を用いて発電する事業
- (3) 事業者 再生可能エネルギー発電事業を行う者をいう。
- (4) 事業区域 再生可能エネルギー発電設備を用いて発電する事業の用に供する土地の区域をいう。
- (5) 隣接所有者等 事業区域に隣接する土地又は当該土地の工作物の所有者、占有者又は管理者をいう。
- (6) 関係自治区 掛川市自治基本条例（平成24年掛川市条例第29号）第24条第1項の自治区であって、事業区域の全部又は一部をその区域に含むものをいう。
- (7) 関係地区 掛川市自治基本条例第24条第2項の地区であって、事業区域の全部又は一部をその区域に含むものをいう。
- (8) 市民等 市内に住所を有し、又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条に定める目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、市内における再生可能エネルギー電気（再生可能エネルギー特措法第2条第1項の再生可能エネルギー電気をいう。）の利用促進に努めるものとする。
- 3 市は、教育活動、啓発活動等により、再生可能エネルギー発電事業に関する市民等の理解を深

めるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、再生可能エネルギー発電事業の意義を認識し、関係法令を遵守した上で、自然環境及び生活環境の保全のために必要な措置を講ずるとともに、地域住民等に対して事業に係る計画の内容及び維持管理等の方法について十分な説明を行い、良好な関係を保つよう努めなければならない。

(土地所有者の責務)

第5条 事業区域に係る土地の所有者は、再生可能エネルギー発電事業の実施により、自然環境及び生活環境の保全に支障が生ずることのないよう、事業者と共同で事業区域を適切に管理しなければならない。

(市民等の責務)

第6条 市民等は、第1条に定める目的を達成するため、再生可能エネルギー発電事業の意義を理解し、市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

(抑制区域)

第7条 市長は、環境と再生可能エネルギー発電事業との調和を図るため、特に必要があると認めるときは、次に掲げる事由のいずれかに該当する区域を再生可能エネルギー発電事業抑制区域(以下「抑制区域」という。)として指定することができる。

- (1) 豊かな自然環境が保たれており、貴重な地域資源として保全する必要があること。
- (2) 土砂災害その他自然災害が発生するおそれがあること。
- (3) 優れた景観として良好な状態を保全する必要があること。
- (4) 歴史的な特色を有していること。
- (5) その他再生可能エネルギー発電事業により周辺地域に著しい影響を及ぼすおそれがあること。

2 抑制区域の範囲は、規則で定める。

(適用除外)

第8条 次条から第16条までの規定は、次に掲げる再生可能エネルギー発電事業については、適用しない。

- (1) 定格出力(再生可能エネルギー発電設備の定格出力をいう。以下同じ。)が50キロワット未満の再生可能エネルギー発電事業
- (2) 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号の建築物をいう。)の屋根、壁面又は屋上のいずれかに設置した再生可能エネルギー発電設備を用いて発電する再生可能エネルギー

ギー発電事業

(同意)

第9条 事業者は、市内において再生可能エネルギー発電事業を実施しようとするときは、市長に協議し、その同意を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による協議があった場合において、当該協議に係る再生可能エネルギー発電事業（以下「当該事業」という。）が事業区域内の土地及びその周辺における自然環境及び生活環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして規則で定める基準に適合すると認めるときは、同項の同意をするものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、第1項の規定による協議があった場合において、事業区域の全部又は一部が抑制区域内であるときは、当該事業の実施に関して関係自治区（定格出力が2,000キロワット以上の再生可能エネルギー発電事業である場合にあっては、関係地区。以下同じ。）と書面による合意がある場合に限り、同項の同意をすることができる。

4 市長は、第1項の同意をする場合において、必要であると認めるときは、この条例の目的を達成するため必要な限度において、条件を付することができる。

5 前各項の規定は、第2項又は第3項の規定により市長が同意した再生可能エネルギー発電事業の変更（規則で定める軽微な変更を除く。以下同じ。）をしようとするときについて準用する。

(協議の申出)

第10条 事業者は、前条第1項の規定により市長に協議をしようとするときは、規則で定めるところにより、再生可能エネルギー発電設備の設置に関する事業に係る工事に着手しようとする日の60日前までに市長に申し出なければならない。

2 前項の規定は、前条第5項において準用する同条第1項の規定による協議について準用する。この場合において、前項中「前条第1項」とあるのは「前条第5項において準用する同条第1項」と、「再生可能エネルギー発電設備の設置に関する事業に係る工事に着手しようとする日の60日前まで」とあるのは「変更事由が生じた日から起算して7日を経過した日まで」と読み替えるものとする。

(関係自治区等への周知)

第11条 事業者は、市内において再生可能エネルギー発電事業を実施し、又は再生可能エネルギー発電事業の変更をしようとするときは、前条の規定による申出に先立ち、関係自治区及び隣接所有者等（次項において「関係自治区等」という。）に対し、当該再生可能エネルギー発電事業の内容について、説明会の開催その他の方法（次項において「説明会等」という。）により周知を図ら

なければならない。

- 2 事業者は、説明会等の実施に当たって、当該再生可能エネルギー発電事業について、関係自治区等の理解が得られるよう努めなければならない。

(工事開始等の届出)

第12条 事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備の設置に関する事業に係る工事に着手するとき。
- (2) 再生可能エネルギー発電設備を用いて発電する事業を開始するとき。
- (3) 再生可能エネルギー発電設備を用いて発電する事業を終了するとき。
- (4) 再生可能エネルギー発電設備の撤去に係る工事に着手するとき。
- (5) 再生可能エネルギー発電設備の撤去に係る工事が完了したとき。

(維持管理)

第13条 事業者は、再生可能エネルギー発電設備及び事業区域内の土地を適切に管理しなければならない。

- 2 事業者は、自然災害又は人為的災害により、再生可能エネルギー発電設備、事業区域内の土地又はその周辺に被害が発生するおそれがあり、又は発生したときは、直ちに必要な対策を講ずるとともに、市長及び関係自治区に報告しなければならない。

(報告の徴収等)

第14条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、再生可能エネルギー発電事業に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、事業区域、事業者の事務所その他必要な場所に立ち入り、当該事業に関し質問させ、若しくは書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、事業者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導、助言及び勧告)

第15条 市長は、自然環境又は生活環境の保全を図るために必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講ずるよう指導し、又は助言することができる。

- 2 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、相当の

期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第9条第1項の規定による同意を得ずに再生可能エネルギー発電事業に着手したとき。
- (2) 第10条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出をせず、又は虚偽の申出をしたとき。
- (3) 第12条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- (5) 前項の規定による指導又は助言に正当な理由なく従わなかったとき。

（公表）

第16条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨及び次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 当該勧告を受けた事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 当該勧告に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて発電する事業の用に供する土地の地番
- (3) 当該勧告の内容及びこれに対する当該勧告を受けた事業者の対応の内容

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となる事業者にもその理由を通知しなければならない。

（委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第9条から第12条まで（同条第3号から第5号までを除く。）の規定は、この条例の施行の日以後に着手する再生可能エネルギー発電設備の設置に関する事業について適用する。

議案第 8 5 号

小笠掛川急患診療所条例の一部改正について

小笠掛川急患診療所条例（平成27年掛川市条例第 1 号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和 5 年 8 月 2 9 日提出

掛川市長 久 保 田 崇

小笠掛川急患診療所条例の一部を改正する条例

小笠掛川急患診療所条例（平成27年掛川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前			改 正 後		
別表第1（第4条関係）			別表第1（第4条関係）		
診療科目の区分	診 療 日	診療時間	診療科目の区分	診 療 日	診療時間
内科及び小児科	(略)		内科及び小児科	(略)	
	日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び <u>12月30日</u> から翌年1月3日まで（以下「休日等」という。）	(略)		日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び <u>12月29日</u> から翌年1月3日まで（以下「休日等」という。）	(略)
(略)			(略)		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第86号

掛川市火災予防条例の一部改正について

掛川市火災予防条例（平成17年掛川市条例第186号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和5年8月29日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市火災予防条例の一部を改正する条例

掛川市火災予防条例（平成17年掛川市条例第186号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>（変電設備）</p> <p>第17条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>キュービクル式のものにあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</u></p> <p>(5)～(12) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>（急速充電設備）</p> <p>第17条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（<u>道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p>(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メー</p>	<p>（変電設備）</p> <p>第17条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(5)～(12) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>（急速充電設備）</p> <p>第17条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、<u>原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、<u>充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></u></p> <p>(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メー</p>

トル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

- (2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。
- (3) (略)
- (4) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。
- (5) (略)
- (6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

(8)～(10) (略)

(11) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。

(12) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14)・(15) (略)

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア～エ (略)

(17) (略)

(18) (略)

2 (略)

トル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

(2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。
ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

(3) (略)

(4) その筐体は雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

(5) (略)

(6) コネクタと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) コネクタが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクタが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。

(8)～(10) (略)

(11) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。

(12) 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクタについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14)・(15) (略)

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）について次に掲げる措置を講ずること。

ア～エ (略)

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

(18) (略)

(19) (略)

2 (略)

(蓄電池設備)

第19条 屋内に設ける蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）の電槽は、耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。

2 (略)

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第15条第4号、第17条第1項第5号、第7号、第8号及び第11号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。

(避雷設備)

第22条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）に適合するものとしなければならない。

2 (略)

(喫煙等)

第32条 (略)

2 (略)

3 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、規則で定めるものとしなければならない。

4 第1項の消防長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

(蓄電池設備)

第19条 蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

2 (略)

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第15条第4号、第17条第1項第4号、第7号、第8号及び第11号並びに第17条の2第1項第4号の規定を準用する。

(避雷設備)

第22条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）に適合するものとしなければならない。

2 (略)

(喫煙等)

第32条 (略)

2 (略)

3 第1項の消防長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

<p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置 <u>(併せて図記号による標識を設けるときは、規則で定めるものとしなければならない。)</u></p> <p>5 前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。</p> <p>6・7 (略)</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第63条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) 蓄電池設備</p> <p>(17)・(18) (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置 <u>(健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない。)</u></p> <p>4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、<u>国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格 Z 8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格 Z 8210に適合するものとしなければならない。</u></p> <p>5 第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。</p> <p>6・7 (略)</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第63条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) 蓄電池設備 <u>(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)</u></p> <p>(17)・(18) (略)</p>
---	---

別表第1 厨房設備の項を次のように改める。

厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kw以下	100	15 注4	15	15 注4	
				据置型レンジ	21kw以下	100	15 注4	15	15 注4	
		不燃	開放式		組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kw以下	80	0	—	0
					据置型レンジ	21kw以下	80	0	—	0
	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50	
			不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30
	上記に分類されないもの			使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	
				使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100	
				使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第17条の2第1項の改正及び次項の規定 令和5年10月1日

(2) 第17条第1項、第19条、第63条及び別表第1の改正並びに附則第5項から附則第7項までの規定

令和6年1月1日

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の掛川市火災予防条例（以下「新条例」という。）第17条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第32条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第32条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第32条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び新条例第19条第1項に規定する蓄電池設備（附則第7項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第17条第1項第4号（新条例第12条の2第1項及び第3項、第17条第3項、第18条第2項及び第3項並びに第19条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第19条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、同条の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 7 新条例第19条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

議案第 87 号

(普) 大溝川函渠工事請負契約の締結について

掛川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年掛川市条例第43号）第2条の規定に基づき、（普）大溝川函渠工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月29日提出

掛川市長 久保田 崇

- 1 工 事 名 (普) 大溝川函渠工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 金192,500,000円
- 4 契約の相手方
 - 住 所 掛川市大淵8404番地の1
 - 商 号 金原・遠興特定建設工事共同企業体
 - 代表者 金原建設株式会社
代表取締役 金原 典弘

(参考資料)

- 1 工事の概要 内容 (普)大溝川函渠工事
 規模 函渠工 N = 1 式

- 2 工事箇所 掛川市大淵 地内

- 3 工 期 契約日から令和7年1月31日まで

和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、次のとおり和解することについて議会の議決を求める。

令和5年8月29日提出

掛川市長 久保田 崇

1 和解の相手方

東京都新宿区西新宿2丁目6番地の1 新宿住友ビル36階

近畿日本ツーリスト株式会社 代表取締役社長 高浦 雅彦

2 事件の概要

本件は、和解の相手方の従業員が、令和3年3月12日付け掛川市新型コロナウイルスワクチンコールセンター等業務委託契約ほか3契約に基づく同年3月12日から令和5年3月31日までの間における受託業務について、再三にわたり不正請求を繰り返し、本来の委託料の額より2,835万1,510円を不当に利得した事件である。

3 和解事項

- (1) 和解の相手方は、本市に対し、不当利得金として2,835万1,510円の支払義務及び当該不当利得金の完済まで年3分の割合による遅延損害金の支払義務があることを認める。
- (2) 和解の相手方は、不当利得金及び遅延損害金を令和5年10月13日までに本市が指定する預金口座に振り込む方法で支払う。振込手数料は、和解の相手方の負担とする。
- (3) 和解契約締結後に、新たな不正請求が発覚した場合においては、和解の相手方は、上記不当利得金及び遅延損害金のほか、当該不正請求に係る不当利得金及び当該不当利得金に係る遅延損害金を本市に支払うものとする。

議案第89号

掛川市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、掛川市道路線を次のとおり認定する。

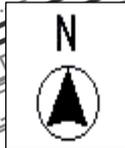
令和5年8月29日提出

掛川市長 久保田 崇

市道認定路線表

NO	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
1	オブリージュ柚之木 1号線	梅橋字池之坪84-20	梅橋字柚之木37-7	
2	オブリージュ柚之木 2号線	梅橋字柚之木37-6	梅橋字池之坪84-7	
3	オブリージュ柚之木 3号線	梅橋字柚之木37-47	梅橋字柚之木37-50	
4	オブリージュ柚之木 4号線	梅橋字柚之木37-38	梅橋字柚之木37-42	
5	オブリージュ柚之木 5号線	梅橋字柚之木37-24	梅橋字柚之木37-31	

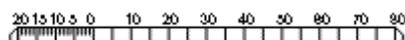
市道認定路線図



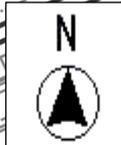
オブリージュ柚之木 1号線

認定①
オブリージュ柚之木 1号線

縮尺 1 : 2000



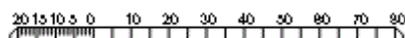
市道認定路線図



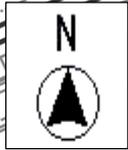
オブリージュ柚之木 2号線

認定②
オブリージュ柚之木 2号線

縮尺 1 : 2000



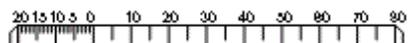
市道認定路線図



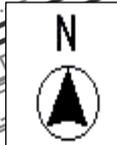
オブリージュ柚之木 3号線

認定③
オブリージュ柚之木 3号線

縮尺 1 : 2000



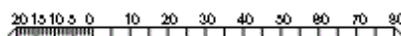
市道認定路線図



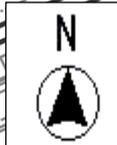
オブリージュ柚之木 4号線

認定④
オブリージュ柚之木 4号線

縮尺 1 : 2000



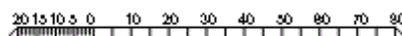
市道認定路線図



オブリージュ柚之木 5号線

認定⑤
オブリージュ柚之木 5号線

縮尺 1 : 2000



議案第90号

公の施設の指定管理者の指定について（掛川城）

掛川城条例（平成17年掛川市条例第175号）第12条第2項の規定により、掛川城の指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年8月29日提出

掛川市長 久保田 崇

施設の名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
掛川城天守閣	掛川市亀の甲一丁目 3番1号	掛川城管理運営共同体 代表法人	令和6年4月1日から 令和16年3月31日まで
掛川城御殿		株式会社KTSホスピ タリティ 代表取締役社長 山下智司	

議案第91号

公の施設の指定管理者の指定について（掛川市茶室）

掛川市茶室条例（平成17年掛川市条例第162号）第12条第2項の規定により、掛川市茶室の指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年8月29日提出

掛川市長 久保田 崇

施設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
掛川市茶室	掛川市亀の甲一丁目 3番1号	掛川城管理運営共同体 代表法人 株式会社KTSホスピ タリティ 代表取締役社長 山下智司	令和6年4月1日から 令和16年3月31日まで

議案第92号

公の施設の指定管理者の指定について（掛川市竹の丸）

掛川市竹の丸条例（平成20年掛川市条例第35号）第12条第2項の規定により、掛川市竹の丸の指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年8月29日提出

掛川市長 久保田 崇

施設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
掛川市竹の丸	掛川市亀の甲一丁目 3番1号	掛川城管理運営共同体 代表法人 株式会社KTSホスピ タリティ 代表取締役社長 山下智司	令和6年4月1日から 令和16年3月31日まで

議案第93号

公の施設の指定管理者の指定について（掛川市南体育館）

掛川市スポーツ施設条例（平成29年掛川市条例第8号）第11条第2項の規定により、掛川市南体育館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年8月29日提出

掛川市長 久保田 崇

施設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
掛川市南体育館	掛川市大池2192番地	特定非営利活動法人 掛川市スポーツ協会 会長 鈴木正治	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで

議案第94号

公の施設の指定管理者の指定について（掛川市総合福祉センター）

掛川市総合福祉センター条例（平成20年掛川市条例第22号）第11条第2項の規定により、掛川市総合福祉センターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年8月29日提出

掛川市長 久保田 崇

施設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
掛川市総合福祉センター	掛川市掛川910番地の1	公益社団法人掛川市 シルバー人材センター 理事長 平野富夫	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

議案第95号

令和4年度掛川市水道事業会計剰余金の処分について

令和4年度掛川市水道事業会計未処分利益剰余金487,960,831円のうち、200,000,000円を資本金に組み入れ、210,000,000円を建設改良積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。

令和5年8月29日提出

掛川市長 久保田 崇

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	12,529,510,722	182,461,758	487,960,831
議会の議決による処分数額	200,000,000		△410,000,000
資本金への組入	200,000,000		△200,000,000
建設改良積立金の積立			△210,000,000
処分後残高	12,729,510,722	182,461,758	77,960,831

議案第96号

令和4年度掛川市公共下水道事業会計剰余金の処分について

令和4年度掛川市公共下水道事業会計未処分利益剰余金365,048,602円のうち、331,108,080円を資本金に組み入れ、残余を繰り越すものとする。

令和5年8月29日提出

掛川市長 久保田 崇

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	1,981,869,770	1,920,147,307	365,048,602
議会の議決による処分数額	331,108,080		△331,108,080
資本金への組入	331,108,080		△331,108,080
(減債積立金の取崩し)			331,108,080
減債積立金の積立			△331,108,080
処分後残高	2,312,977,850	1,920,147,307	33,940,522

議案第97号

令和4年度掛川市農業集落排水事業会計剰余金の処分について

令和4年度掛川市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金49,386,140円のうち、48,826,694円を資本金に組み入れ、残余を繰り越すものとする。

令和5年8月29日提出

掛川市長 久保田 崇

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	152,458,861	214,050,490	49,386,140
議会の議決による処分数額	48,826,694		△48,826,694
資本金への組入	48,826,694		△48,826,694
(減債積立金の取崩し)			48,826,694
減債積立金の積立			△48,826,694
処分後残高	201,285,555	214,050,490	559,446

議案第98号

令和4年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計剰余金の処分について

令和4年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計未処分利益剰余金10,905,805円のうち、10,055,316円を資本金に組み入れ、剰余を繰り越すものとする。

令和5年8月29日提出

掛川市長 久保田 崇

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	12,900,210	0	10,905,805
議会の議決による処分類	10,055,316		△10,055,316
資本金への組入	10,055,316		△10,055,316
(減債積立金の取崩し)			10,055,316
減債積立金の積立			△10,055,316
処分後残高	22,955,526	0	850,489

認第18号

令和4年度太田川原野谷川治水水防組合会計歳入歳出決算の認定について

太田川原野谷川治水水防組合の解散に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第5条第3項の規定により、次のとおり令和4年度太田川原野谷川治水水防組合会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月29日提出

掛川市長 久保田 崇

令和4年度

太田川原野谷川治水水防組合会計
歳入歳出決算書

太田川原野谷川治水水防組合

令和4年度 太田川原野谷川治水水防組合会計歳入歳出決算書

歳入

款	項	予算現額	調定額
1 分担金及び負担金		6,900,000	5,700,000
	1 分担金	6,900,000	5,700,000
2 繰越金		298,000	428,916
	1 繰越金	298,000	428,916
3 諸収入		2,000	29
	1 預金利子	1,000	29
	2 雑入	1,000	0
歳入合計		7,200,000	6,128,945

太田川原野谷川治水水防組合会計

(単位：円)

収入済額	不納欠損額	収入未済額	予 算 現 額 と 収入済額との比較
5,700,000		0	△1,200,000
5,700,000		0	△1,200,000
428,916		0	130,916
428,916		0	130,916
29		0	△1,971
29		0	△971
0		0	△1,000
6,128,945		0	△1,071,055

歳 出

款	項	予算現額	支出済額
1 議会費		418,000	373,833
	1 議会費	418,000	373,833
2 土木費		6,682,000	5,179,366
	1 土木管理費	4,008,000	3,709,366
	2 河川管理費	2,674,000	1,470,000
3 予備費		100,000	0
	1 予備費	100,000	0
歳出合計		7,200,000	5,553,199

太田川原野谷川治水水防組合会計

(単位：円)

翌年度繰越額			不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
遞次繰越額	明許繰越額	事故繰越額		
0	0	0	44,167	44,167
0	0	0	44,167	44,167
0	0	0	1,502,634	1,502,634
0	0	0	298,634	298,634
0	0	0	1,204,000	1,204,000
0	0	0	100,000	100,000
0	0	0	100,000	100,000
0	0	0	1,646,801	1,646,801

歳入歳出差引残額 575,746 円

令和 5年 8月 28日 提出

袋井市長 大場規之

令和 4 年度

太田川原野谷川治水水防組合会計
歳入歳出決算附属資料

太田川原野谷川治水水防組合

目 次

1	歳入歳出決算事項別明細書	1 ~ 6
2	実質収支に関する調書	7
3	主要事業の概要	8 ~ 13

歲入歲出決算事項別明細書

令和4年度 太田川原野谷川治水水防組合会計歳入歳出決算事項別明細書
 歳入

(款) 1 分担金及び負担金 (項) 1 分担金 (目) 1 市町分担金

款	項	目	予 算 現 額			計
			当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	継 続 費 及 び 繰 越 事 業 費 繰 越 財 源 充 当 額	
1 分担金及び負担金			6,900,000	0	0	6,900,000
	1 分担金		6,900,000	0	0	6,900,000
		1 市町分担金		6,900,000	0	0
2 繰越金			298,000	0	0	298,000
	1 繰越金		298,000	0	0	298,000
		1 繰越金		298,000	0	0
3 諸収入			2,000	0	0	2,000
	1 預金利子		1,000	0	0	1,000
		1 預金利子		1,000	0	0
	2 雑入		1,000	0	0	1,000
		1 雑入		1,000	0	0
歳 入 合 計		7,200,000	0	0	7,200,000	

(単位：円)

節		調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	備 考
区 分	金 額					
		5,700,000	5,700,000	0	0	
		5,700,000	5,700,000	0	0	
		5,700,000	5,700,000	0	0	
1 市町分担金	6,900,000	5,700,000	5,700,000	0	0	磐田市分 2,214,000 掛川市分 1,232,000 袋井市分 1,532,000 森町分 722,000
		428,916	428,916	0	0	
		428,916	428,916	0	0	
		428,916	428,916	0	0	
1 繰越金	298,000	428,916	428,916	0	0	前年度繰越金 428,916
		29	29	0	0	
		29	29	0	0	
		29	29	0	0	
1 預金利子	1,000	29	29	0	0	預金利子 29
		0	0	0	0	
		0	0	0	0	
1 雑入	1,000	0	0	0	0	
		6,128,945	6,128,945	0	0	

歳 出

(款) 1 議会費 (項) 1 議会費 (目) 1 議会費

款	項	目	予 算 現 額					
			当初予算額	補正予算額	継続費及び 繰越事業費繰 越財源充当額	予備費支出 及び 流用増減	計	
1 議会費			418,000	0	0	0	418,000	
	1 議会費		418,000	0	0	0	418,000	
		1 議会費	418,000	0	0	0	418,000	
2 土木費			6,682,000	0	0	0	6,682,000	
	1 土木管理費		4,008,000	0	0	0	4,008,000	
		1 土木管理費	4,008,000	0	0	0	4,008,000	
	2 河川管理費		2,674,000	0	0	0	2,674,000	
		1 水防演習費		1,200,000	0	0	0	1,200,000
			2 調査促進費	165,000	0	0	17,000	182,000

(単位：円)

節		支出済額	翌年度繰越額	不用額	備考
区分	金額				
		373,833	0	44,167	
		373,833	0	44,167	
		373,833	0	44,167	
1 報酬	298,000	296,356	0	1,644	1 議員報酬 296,356 組合議会議員報酬 296,356
4 共済費	9,000	8,532	0	468	2 議会諸経費 77,477 共済組合等負担金 8,532
5 災害補償費	1,000	0	0	1,000	消耗品費 38,945 印刷製本費 30,000
10 需用費	110,000	68,945	0	41,055	
		5,179,366	0	1,502,634	
		3,709,366	0	298,634	
		3,709,366	0	298,634	10節から8節へ 43,000
1 報酬	2,425,000	2,285,660	0	139,340	1 委員報酬 159,300 常設委員報酬 119,100 監査委員報酬 40,200
2 給料	61,000	60,700	0	300	2 土木管理諸経費 3,550,066
3 職員手当等	448,000	442,821	0	5,179	会計年度任用職員報酬 2,126,360 管理者等給料 60,700
4 共済費	438,000	424,742	0	13,258	職員諸手当 442,821 共済組合等負担金 424,742
5 災害補償費	1,000	0	0	1,000	費用弁償 61,200 普通旅費 82,160
8 旅費	145,000	143,360	0	1,640	消耗品費 45,915 燃料費 21,777
9 交際費	10,000	0	0	10,000	印刷製本費 196,880 通信運搬費 42,756
10 需用費	371,000	264,572	0	106,428	健康診断委託料 16,755 公平委員会分担金 7,000
11 役務費	60,000	42,756	0	17,244	電算処理負担金 21,000
12 委託料	21,000	16,755	0	4,245	
18 負担金補助及び交付金	28,000	28,000	0	0	
		1,470,000	0	1,204,000	
		0	0	1,200,000	
12 委託料	900,000	0	0	900,000	
18 負担金補助及び交付金	300,000	0	0	300,000	
		179,104	0	2,896	10節から8節へ 19,000
8 旅費	150,000	148,810	0	1,190	4目 8節から8節へ 4,000 4目 10節から8節へ 13,000
10 需用費	32,000	30,294	0	1,706	1 調査促進諸経費 179,104 費用弁償 89,270 普通旅費 59,540 消耗品費 28,094 印刷製本費 2,200

(款) 2 土木費

(項) 2 河川管理費

(目) 3 河川愛護費

款	項	目	予 算 現 額				計
			当初予算額	補正予算額	継続費及び 繰越事業費繰 越財源充当額	予備費支出 及び 流用増減	
		3 河川愛護費	1,200,000	0	0	0	1,200,000
		4 水防協議会費	109,000	0	0	△17,000	92,000
3 予備費			100,000	0	0	0	100,000
	1 予備費		100,000	0	0	0	100,000
		1 予備費	100,000	0	0	0	100,000
歳	出	合 計	7,200,000	0	0	0	7,200,000

(単位：円)

節		支出済額	翌年度繰越額	不用額	備考
区分	金額				
		1,200,000	0	0	1 河川愛護諸経費 1,200,000
18 負担金補助 及び交付金	1,200,000	1,200,000	0	0	河川愛護に対する補助金 1,200,000 〔各市町内訳〕
			0		磐田市分 179,000
			0		掛川市分 433,000
			0		袋井市分 420,000
			0		森町分 168,000
		90,896	0	1,104	8 節から 2 目 8 節へ 4,000
1 報酬	13,000	12,800	0	200	10 節から 2 目 8 節へ 13,000
8 旅費	0	0	0	0	1 委員報酬 12,800
					協議会委員報酬 12,800
10 需用費	79,000	78,096	0	904	2 水防協議会諸経費 78,096
			0		消耗品費 56,096
					印刷製本費 22,000
		0	0	100,000	
		0	0	100,000	
		0	0	100,000	
		5,553,199	0	1,646,801	

実質収支に関する調書

実質収支に関する調書

太田川原野谷川治水水防組合会計

(単位：千円)

区分		金額
1歳入総額		6,128
2歳出総額		5,553
3歳入歳出差引額		575
4 翌年度へ繰り 越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越繰越額	0
	計	0
5 実質収支額		575
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2 の規定による基金繰入額		0

主要事業の概要

款項目別歳出決算額財源内訳表

(単位：円)

款項目別 費目	予算額	執行額	特 定 財 源						一般財源
			国庫支出金	県支出金	使用料手数料	財産収入	諸収入	組合債	
1・1・1 議会費	418,000	373,833							373,833
2・1・1 土木管理費	4,008,000	3,709,366							3,709,366
2・2・1 水防演習費	1,200,000	0							
2・2・2 調査促進費	182,000	179,104							179,104
2・2・3 河川愛護費	1,200,000	1,200,000							1,200,000
2・2・4 水防協議会費	92,000	90,896							90,896
3・1・1 予備費	100,000	0							

主要事業の概要

1 太田川原野谷川治水水防組合は3市1町（磐田市、掛川市、袋井市、森町）で組織され、共同事務として治水及び河川改修事業促進の要望活動、台風15号によって発生した被害の復旧促進等の緊急要望活動を行った。

令和4年10月に静岡県知事へ解散届を提出し、令和5年3月31日をもって解散した。

事業の内容

期 日	事 業	開催場所	摘 要
5月18日	水防協議会	袋井市防災センター 3階研修室	○水防計画の変更点（名称の変更等）について審議 ○会長（管理者）、協議会委員17名、袋井土木事務所職員、各市町担当職員 出席
5月29日 （中止）	水防演習	磐田稗原グラウンド	磐田市内で不発弾が発見されたことにより、磐田市においてその撤去作業に伴う各種対応にあたることになったため、準備期間、開催時期が同時期である本組合の水防演習の諸事務を重ねて行うことが非常に困難であることから、水防演習を中止し、各市町にて水防訓練を行った。
6月30日	水防倉庫及び重要水防箇所巡視	組合管内	○組合管内の水防倉庫及び重要水防箇所等の巡視 水防倉庫 ・明ヶ島水防倉庫（静岡県） ・今之浦水防倉庫（磐田市） ・太田第8号水防倉庫（袋井市） ・市場第13号水防倉庫（森町） ・西分署水防倉庫（掛川市） 重要水防箇所 ・安久路川（磐田市） ・今ノ浦川（磐田市） ○袋井土木事務所職員、各市町担当職員 参加
7月8日	決算審査	袋井市役所 監査委員 事務局	○令和3年度組合会計決算審査
8月25日	担当課長会議	袋井市役所 303会議室	○組合議会10月定例会への提出議案（令和3年度決算）について協議 ○要望活動について協議

期 日	事 業	開催場所	摘 要
10月3日	常設委員会	袋井市役所 第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ○組合議会10月定例会への提出議案について協議 ○全員協議会の協議事項 (要望活動について協議) (解散に係る今後の事務について報告) ○管理者、常設委員 出席
10月17日	組合議会 10月定例会	袋井市役所 第1委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ○令和3年度組合会計歳入歳出決算を認定
10月18日	緊急要望 活動	静岡県庁 知事室	<ul style="list-style-type: none"> ○令和4年9月23日台風15号による復旧促進等に関する緊急要望 ・災害復旧事業の早期着手と市町への支援 ・ソフト対策の取組促進 ○要望先 静岡県知事 ○要望出席者 管理者、常設委員
10月28日	解散届提出	書面提出	<ul style="list-style-type: none"> ○太田川原野谷川治水水防組合の解散届を提出 ○提出先 静岡県知事
11月2日	要望活動	国土交通省 中部地方 整備局	<ul style="list-style-type: none"> ○太田川水系の河川改修事業促進等を要望 ○要望の要旨 <ul style="list-style-type: none"> ・治水関係予算の拡大確保 ・河川堤防の越水対策強化の促進 ・河川環境整備の促進 ・太田川水系の河川改修事業の促進 ○要望先 中部地方整備局長 ○要望出席者 管理者、組合議会議長、事務局 ※新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため人数制限
12月1日	要望活動	書面提出	<ul style="list-style-type: none"> ○太田川水系の河川改修事業促進等を要望 ○要望の要旨 <ul style="list-style-type: none"> ・治水関係予算の拡大確保 ・太田川水系の河川改修事業の促進 ・河川堤防の越水対策強化等の促進 ・危機管理型水位計の設置 ・次期太田川水系河川整備計画の策定 ・河川堤防等の維持管理予算の拡大確保 ○要望先 袋井土木事務所長

期 日	事 業	開催場所	摘 要
12月13日	要望活動	静岡県庁	<p>○太田川水系の河川改修事業促進等を要望</p> <p>○要望の要旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治水関係予算の拡大確保 ・太田川水系の河川改修事業の促進 ・河川堤防の越水対策強化等の促進 ・危機管理型水位計の設置 ・次期太田川水系河川整備計画の策定 ・河川堤防等の維持管理予算の拡大確保 <p>○要望先 県知事、交通基盤部長、県議会議長ほか</p> <p>○要望出席者 管理者、組合議会議長、事務局長 ※新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため人数制限</p>
令和5年 1月10日	定期監査	袋井市役所 監査委員 事務局	○令和4年度組合会計定期監査
1月17日	要望活動	国土交通省	<p>○太田川水系の河川改修事業促進等を要望</p> <p>○要望の要旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治水関係予算の拡大確保 ・河川堤防の越水対策強化の促進 ・河川環境整備の促進 ・太田川水系の河川改修事業の促進 <p>○要望先 国土交通大臣 ほか</p> <p>○要望出席者 管理者、組合議会議長、事務局</p>
2月1日	常設委員会	袋井市役所 第2委員会室	<p>○組合議会2月定例会への提出議案について協議</p> <p>○全員協議会の協議事項 (解散にかかる手続きについて報告)</p> <p>○管理者、常設委員 出席</p>

期 日	事 業	開催場所	摘 要
2月7日	組合議会 2月定例会	袋井市役所 第1委員会室	○袋井市外3組合公平委員会共同設置規約の変更について議決 ○専決処分の承認 (静岡県市町総合事務組合を脱退することについて)
2月24日	河川愛護 補助金交付	組合管内	○地域住民による河川堤防の草刈り活動に対して補助金を交付 ○活動期間：令和4年4月～令和4年12月 ○参加人数：のべ35,757人
通年事業	水防活動	組合管内	○通報業務活動 内 容：河川水位観測及びダム情報の伝達業務 回 数：水位観測通報11回・ダム情報通報14回 水防警報1回 ○水防団活動 内 容：管内パトロール等 ○その他 演習の実施 内 容：洪水時における水防警報発令に備え、 県との連携強化を図るための情報伝達 訓練 実施日：4月25日～26日 太田川ダム管理演習 5月23日 洪水対応演習

令和4年度 太田川原野谷川治水水防組合市町分担金調書

区分 市町名	平等割	面積割		事業費割		分担金合計 (千円)
	20%	30%		50%		
	分担金 (千円)	面積 (ha)	分担金 (千円)	令和3年度 事業費 (千円)	分担金 (千円)	
磐田市	285	1,936	346	1,713,203	1,583	2,214
掛川市	285	2,175	388	604,681	559	1,232
袋井市	285	4,173	744	543,815	503	1,532
森 町	285	1,302	232	221,830	205	722
合 計	1,140	9,586	1,710	3,083,529	2,850	5,700

令和4年度

太田川原野谷川治水防組合会計
歳入歳出決算審査意見書

掛川市監査委員



掛 監 査 第 9 号

令和5年8月10日

掛川市長 久保田 崇 様

掛川市監査委員 山 下 一 夫



掛川市監査委員 二 村 禮 一



令和4年度太田川原野谷川治水水防組合会計歳入歳出決算の審査意見について

地方自治法第292条において準用する地方自治法施行令第5条第3項の規定に基づき審査に付された令和4年度太田川原野谷川治水水防組合会計歳入歳出決算及びその附属書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。

目 次

1	審査の種類	1
2	審査の対象	1
3	審査の着眼点	1
4	審査の主な実施内容	1
5	審査の実施場所及び日程	1
6	審査の結果	1
7	決算の概要	2
	(1) 歳入	2
	(2) 歳出	2
8	実質収支	3
9	まとめ	3

注 記

- 1 金額は、原則として千円単位で表示し、単位未満は百円単位を四捨五入したため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 比率(%)は、原則として小数点以下第2位を四捨五入したため、構成比の合計と内訳の計が一致しない場合又は決算書その他の書類と一致しない場合がある。なお、99.95%~99.99%の場合は、99.9%と表示した。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - (1) マイナスは「△」と表示した。
 - (2) 該当数値のないものは「-」と表示した。
 - (3) 該当数値はあるが、単位未満のものは「0.0」と表示した。

令和4年度太田川原野谷川治水水防組合会計歳入歳出決算審査意見書

この決算審査は、地方自治法（以下「法」という。）第284条第2項の規定に基づいて設置された太田川原野谷川治水水防組合の解散に伴い、令和5年3月31日をもって打ち切られた令和4年度太田川原野谷川治水水防組合会計歳入歳出決算を、法第292条において準用する地方自治法施行令第5条第3項の規定に基づき、掛川市長から審査に付されたものである。

1 審査の種類

決算審査（法第292条において準用する地方自治法施行令第5条第3項）

2 審査の対象

令和4年度太田川原野谷川治水水防組合会計歳入歳出決算

3 審査の着眼点

- (1) 決算書及び附属書類が、関係法令に基づいて作成されているか。
- (2) 決算書類に記載された計数等は正確であるか。
- (3) 予算の執行状況は適正であるか。

4 審査の主な実施内容

掛川市監査基準に準拠し、審査の着眼点に基づき、市長から提出された令和4年度の決算書及び附属書類並びに帳票及び証拠書類とを照合点検するとともに、関係職員から説明を聴取し、審査を実施した。

5 審査の実施場所及び日程

- (1) 掛川市監査委員事務局
- (2) 令和5年8月10日

6 審査の結果

審査に付された令和4年度の決算書及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、各計数に誤りはなく、関係諸帳簿及び証拠書類といずれも符合し、適正であると認められた。

7 決算の概要

(1) 歳入

(単位:千円、%)

区分 款	令和4年度					令和3年度 収入済額 (D)	増減額 (C)-(D)	対前年度比 (C)/(D)
	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	執行率 (C)/(A)	構成比			
1 分担金及び 負担金	6,900	5,700	5,700	82.6	93.0	5,300	400	107.5
2 繰越金	298	429	429	143.9	7.0	277	152	154.8
3 諸収入	2	0	0	1.5	0.0	0	0	19.6
合 計	7,200	6,129	6,129	85.1	100.0	5,577	552	109.9

(注)

- 歳入決算額は、予算現額720万円に対し、収入済額612万9千円であり、予算現額に対する収入済額の執行率は、85.1%（前年度82.0%）となっている。
- 収入済額は、前年度から55万2千円（9.9%）の増で、構成比は、分担金及び負担金が全体の93.0%を占めている。

市町別分担金調書

(単位:千円)

区分 市町名	平等割 (20%)	面積割 (30%)	事業費割 (50%)	合 計
磐田市	285	346	1,583	2,214
掛川市	285	388	559	1,232
袋井市	285	744	503	1,532
森 町	285	232	205	722
合 計	1,140	1,710	2,850	5,700

(2) 歳出

(単位:千円、%)

区分 款	令和4年度						令和3年度 支出済額 (E)	増減額 (B)-(E)	対前年度比 (B)/(E)
	予算現額 (A)	支出済額 (B)	翌年度 繰越額 (C)	不用額 (D)	執行率 (B)/(A)	構成比			
1 議会費	418	374	0	44	89.4	6.7	343	31	109.0
2 土木費	6,682	5,179	0	1,503	77.5	93.3	4,805	374	107.8
3 予備費	100	0	0	100	0	0	0	0	—
合 計	7,200	5,553	0	1,647	77.1	100.0	5,148	405	107.9

(注)

- 歳出決算額は、予算現額720万円に対し、支出済額555万3千円、不用額164万7千円で、予算現額に対する支出済額の執行率は77.1%（前年度75.7%）となっている。
- 支出済額は、前年度から40万5千円（7.9%）の増で、構成比は、土木費が全体の93.3%を占めている。

8 実質収支

令和4年度決算は、歳入総額が612万9千円、歳出総額が555万3千円で、実質収支は、57万6千円となった。

9 まとめ

太田川原野谷川治水水防組合は、昭和32年3月に、当時の流域の2市5町4村による一部事務組合として発足し、太田川及び原野谷川の流域における広域的な水防及び河川改良事業の促進に関する事務の共同処理を行ってきた。

しかしながら、新たな広域連携組織の設立や各市町における危機管理体制の整備、情報通信技術の発展等に伴い、各市町において、これまでと同等又は同等以上の水防対応が可能となっている状況を踏まえ、令和5年3月31日をもって解散となった。

今後は、各市町において水防責任を果たされるとともに、流域市町と連携を図り、太田川水系の河川整備のための活動を継続されたい。

報告第3号

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、次のとおり健全化判断比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和5年8月29日提出

掛川市長 久保田 崇

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.93)	— (16.93)	7.6 (25.0)	20.4 (350.0)

備考

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率が算定されない場合は、「—」と表示した。
- 2 括弧内の数値は、早期健全化基準を表示した。



掛川市長 久保田 崇 様

掛川市監査委員 山 下 一



掛川市監査委員 二 村 禮



令和 4 年度健全化判断比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 4 年度健全化判断比率を審査したので、次のとおり意見を提出します。

1 審査の対象

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期日

令和 5 年 8 月 2 日

3 審査の方法

市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、正確に作成されているかを主眼として、関係諸帳簿との照合等通常実施すべき審査手続を実施したほか、関係職員の説明を聴取した。

4 審査の結果

審査に付された令和 4 年度の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも正確に作成されているものと認められた。

審査の結果、実質赤字額及び連結実質赤字額は生じておらず、計上すべき実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算定されないものと認められた。

また、実質公債費比率及び将来負担比率については、いずれも早期健全化基準内であることが認められた。

(単位：%)

健全化判断比率	令和 4 年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.93
連結実質赤字比率	—	16.93
実質公債費比率	7.6	25.0
将来負担比率	20.4	350.0

報告第4号

資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、大坂・土方工業用地整備事業特別会計、掛川市水道事業会計、掛川市簡易水道事業会計、掛川市公共下水道事業会計、掛川市農業集落排水事業会計及び掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計の令和4年度決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和5年8月29日提出

掛川市長 久保田 崇

(単位：%)

会 計 の 名 称	資金不足比率
大坂・土方工業用地整備事業特別会計	—
掛川市水道事業会計	—
掛川市簡易水道事業会計	—
掛川市公共下水道事業会計	—
掛川市農業集落排水事業会計	—
掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計	—

備考 資金不足比率が算定されない場合は、「—」と表示した。



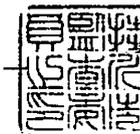
掛 監 査 第 5 号
令和 5 年 8 月 16 日

掛川市長 久保田 崇 様

掛川市監査委員 山 下 一 夫



掛川市監査委員 二 村 禮



令和 4 年度資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された令和4年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計、掛川市水道事業会計、掛川市簡易水道事業会計、掛川市公共下水道事業会計、掛川市農業集落排水事業会計及び掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計の資金不足比率を審査したので、次のとおり意見を提出します。

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期日

令和5年6月9日及び同年7月12日

3 審査の方法

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、正確に作成されているかを主眼として、関係諸帳簿との照合等通常実施すべき審査手続を実施したほか、関係職員の説明を聴取した。

4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも正確に作成されているものと認められた。

審査の結果、各会計における令和4年度の資金の不足額は生じておらず、計上すべき資金不足比率は算定されないものと認められた。

(単位：%)

会 計 名	資金不足比率
大坂・土方工業用地整備事業特別会計	—
掛川市水道事業会計	—
掛川市簡易水道事業会計	—
掛川市公共下水道事業会計	—
掛川市農業集落排水事業会計	—
掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計	—